

# KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.126



■2019年7月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

# 会長の独り言



会長 白山春男

今年5月1日に新元号が発表され「令和」に決まりましたが、日本の古典である万葉集の中から決めたそうです。

令和の「令」は、令夫人や令嬢、令息という言葉に使われており、美しいとか清々しいという意味だと聞いております。また、「和」

は一つひとつの穀物の苗が実っていくという意味があるそうです。

平成31年4月30日に第125代明仁天皇の退位礼正殿の儀が行われ、5月1日に皇太子徳仁親王が第126代天皇に即位しました。

新天皇になられて、すぐにアメリカ大統領が国賓として、来日致しましたが、天皇のもてなしに感激した様子で、特に、皇后様の語学力は素晴らしいものがあると絶賛でした。このように天皇、皇后両陛下お二人で、国民の象徴として、国民と共にある両陛下でいていただき、「令和」が素晴らしい時代となるよう祈願しております。

今年10月には消費税が8%から10%に引き上げになります。財政健全化のためには止むを得ないと思いますが、軽減税については標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を管理するために、税率毎に区分した記帳「区分経理」が必要となるため、事務手続きが煩雑になり、折角のこの改正の意味がないような感じがいたします。これからも消費税軽減税率制度説明会が各地で開催されますので、参加をし、軽減税率に対する準備をしていただくようお願いします。

また、地方の問題として、少子高齢化に対応した社会保障制度、行政改革の徹底、法人実効税率の引き下げ、事業継承税制の改革などの施策を強力に要望していきたいと思っております。会員各位のご支援、ご協力をお願いします。

## CONTENTS

- 会長の独り言……………2  
上十三法人会会長 白山春男
- 十和田税務署だより……………3
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 第7回定時総会開催！……………6
- 青年部会・女性部会総会……………7
- 本部・支部だより……………7
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



### ■十和田市一本木沢ビオトープ

昭和12年(1937)からの三本木原国営開墾事業による稲生川工事で盛り土を取った場所に「ため池」があります。北里大学の緑地環境保全学研究室による野生生物が調和した生態系の中で生息できるビオトープが平成18年(2004年)に完成しました。

蛍、トンボといった昆虫や小動物の観察会、バードウォッチングなど自然と触れ合うイベントを開催、地域の自然環境を守り伝える活動が行われています。

# 十和田税務署だより

## 税務署から送付される申告書類等について変更があります

税務署から送付される、令和元年以降の年末調整関係書類、令和2年4月決算分以降の法人税等申告書類について、送付する書類の種類や送付枚数等の変更が行われています。変更の概要は以下のとおりです。

国税庁からのお知らせ

## 申告書等用紙に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

### 国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、令和2年4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人※<sup>1</sup>を対象として、申告書等用紙※<sup>2</sup>の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ※<sup>3</sup>」を送付することとしております。
  - (※1) 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
  - (※2) 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
  - (※3) 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### ◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を順次実施しています。

#### ■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



#### ■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

#### <e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

## 年末調整関係書類の送付に係る変更内容

用紙種類	変更前（平成30年度）		変更後（平成31年度）
	平均支給人員	送付枚数	
・ 保険料控除申告書 ・ 扶養控除等（異動）申告書	100人未満	封筒表面の封入基準欄に記載の枚数	・ 封筒表面の封入基準欄が9以下の場合、封入基準欄に記載した枚数 ・ 封筒表面の封入基準欄が10以上の場合は、一律10枚
	100人以上	照会文書による回答枚数	変更なし

### 【入手方法】

- (1) 国税庁ホームページからのダウンロードやコピーにより使用いただけます。
- (2) 年末調整説明会の会場で配布する予定です。
- (3) 税務署窓口でも配布しております。
- (4) 送付の要望等がございましたら、税務署から個別に送付することも可能です。

### 【変更理由】




近年のICT利用環境の進展に伴い、扶養控除等申告書等の各種用紙（以下「用紙等」という。）につきましては、国税庁ホームページからのダウンロードやコピーにより使用いただけること、また、所得税法上定められている記載事項を漏れなく記入できるようにした上で独自の様式を使用するなど、源泉徴収義務者の皆様によってニーズが異なることから、用紙等の送付の必要性は全体的に逡減していることを踏まえ、行政コスト削減の観点から、用紙等の送付枚数について見直しをさせていただきました。

詳しくは国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）又は十和田税務署へ（☎0176-23-3151）

10月1日

# 事業者の皆さまへ 消費税率引上げ前後の値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思いませんか？

<p><b>「10月1日以降2%値下げ!」という値下げセールをしたらダメ?</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>OK!!</b></p> </div> <p>問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元」「消費税はいただきます!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。</p>	<p><b>10月1日より前の値上げは、便乗値上げになるからダメ?</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>OK!!</b></p> </div> <p>問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。</p>	<p><b>税抜での価格表示はダメ?</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>OK!!</b></p> </div> <p>問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。</p>
<p><b>これはNG</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事実と反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること</li> <li>■ 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと</li> </ul>	<p><b>OK? NG? 迷った時は</b></p>	<p>● セール・「今だけお得」関係 — 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)</p> <p>● 便乗値上げ関係 — 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196</p> <p>● 価格表示関係 — 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)</p> <p>● 転嫁拒否関係 — 公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)</p> <p style="text-align: center;">中小企業庁消費税転嫁対策室 03-3501-1511(代表)</p> <p style="text-align: right;">*「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。</p> <p style="text-align: right;"><b>財務省・内閣官房</b></p>

税理士からの

## ひとことアドバイス



## 特別償却は、課税の繰り延べであることを ご存知ですか？

田島昌剛税理士事務所

税理士 田島 昌 剛 氏

特定の設備投資をした場合に税制の特例措置として特別償却制度があります。中でも中小企業等の特定経営力向上設備等を取得した場合の特例措置は、即時償却（投資初年度に100%減価償却）が認められており、非常に大きな節税効果があります。

### 【課税の繰り延べ？】

さて、皆さん、特別償却の効果は「課税の繰り延べ」と言われていることをご存知ですか？

その所以は、利益が出た年度にこの即時償却を行うと大幅に納付税額が減少しますが、逆に翌年以降はその設備の減価償却費はゼロとなり、結果的に翌年以降少しずつ納税が増えて行くこととなります。

次の例をよく見比べてみてください。

(例) 当期利益 500万 機械装置（取得価額500万 耐用年数5年 定額法）

前 提 中小法人 税金は便宜上法人税のみとする。

(単位：万円)

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	合計
<b>特別償却を選択した場合（即時償却）</b>						
当期利益	500	500	500	500	500	2,500
減価償却費	-500	0	0	0	0	-500
差引所得金額	0	500	500	500	500	2,000
法人税15%	0	75	75	75	75	300
<b>特別償却を選択しない場合（通常償却）</b>						
当期利益	500	500	500	500	500	2,500
減価償却費	-100	-100	-100	-100	-100	-500
差引所得金額	400	400	400	400	400	2,000
法人税15%	60	60	60	60	60	300

毎年一定の利益の場合は、この例では即時償却をした場合としない場合では5年後におけるトータルの納税額は変わらないことが分かります。

このような法人は、初年度において即効性のある即時償却を選択せず、取得価額の7%の税額控除制度を選択することが有利となる場合があります。

税額控除制度とは、減価償却は通常償却により損金算入され、別枠で法人税額等から控除されます。つまり、税額控除相当額の法人税の減免を受けるような効果があります。

(ただし、税額控除額は、法人税額の20%が限度となり試算が必要です。)

### 【即時償却が適している場合】

現在の経済環境のように先の見えない状況下にある法人である場合には、今後の安定利益が見通せないため、即時償却により投資初年度の節税効果を高め、もって設備への投下資金を早く回収できる即時償却が適しています。

### 【最後に】

以上のように特別償却（即時償却）の効果を述べましたが、恐らく多くの方が即時償却を選択されると思いますが、「課税の繰り延べ」であることも少し念頭に置いて選択して頂ければと思います。

また、多額の設備投資計画がある場合には、これら即時償却制度の選択問題のみならず、消費税等の対策も必要な場合があり、いずれも事前対策が重要であるため是非早い段階で税理士に相談されることをお勧めします。

## 第7回定時総会開催！



6月14日(金)午後4時から十和田市「サン・ロイヤルとわだ」で第7回定時総会が開催されました。

第1号議案「平成30年度事業報告及び収支決算」は原案通り承認、第2号議案「任期満了に伴う役員改選」は、支部から推薦された理事・監事候補者案が承認されました。

今年度より就任された新理事は次のとおりです。( )内は支部名、敬称略。

布施 久・佐藤行洋・三浦大治 (以上 十和田)、松山隆志 (野辺地町)、山内健司 (おいらせ町)、岡山昭五 (東北町)、上長根浅吉・濱田洋子 (以上 六ヶ所村)。

なお、議事終了後に臨時理事会を開催、正副会長が選出され報告されました。

会長 白山春男 (十和田)、筆頭副会長 桜田裕幸 (十和田)、副会長 田島一史 (十和田)・益川毅 (十和田 新)・川守田光男 (三沢)・中村 健 (七戸町)・柏崎尚久 (おいらせ町 新)・久保田勝正 (野辺地町 新)。

その後、十和田税務署より当会の税務行政運営への貢献に対し感謝状が贈呈されました。

また、退任された竹ヶ原副会長、原田理事に白山会長から感謝状が贈呈されました。

最後に、十和田税務署長 長谷光政様、上北地域県民局県税部長 向井正浩様のお二方に来賓を代表して祝辞をいただき総会は無事終了しました。

総会終了後の交流会は、東北税理士会十和田支部支部長 佐々木徳先様の乾杯で始まり、和やかに交流しました。

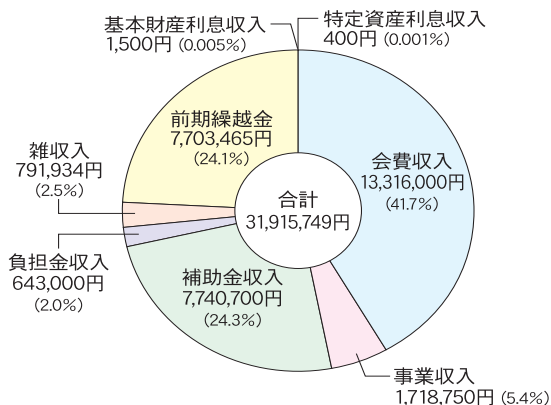
### 東北六県法人会連合会 役員功労表彰

当法人会からは川守田光男副会長(右)と中村健副会長(左)が表彰されました。

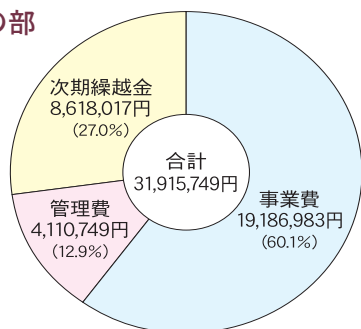


### 平成30年度収支決算

#### ●収入の部

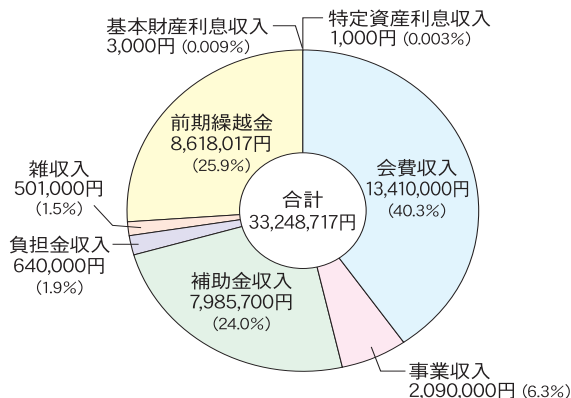


#### ●支出の部

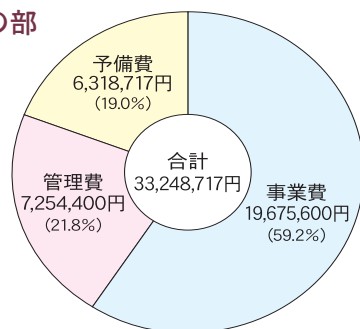


### 令和元年度収支予算

#### ●収入の部



#### ●支出の部



## 第4回女性部会定時総会

5月28日(火)午後5時から十和田市「サン・ロイヤルとわだ」にて第4回定時総会を開催しました。



羽賀志保子部会長より挨拶があり、審議事項も原案通り承認されました。

総会終了後は部会員の懇親会が開かれ、楽しい時間を過ごしました。

## 第26回青年部会定時総会

6月5日(水)午後5時30分から十和田市「サン・ロイヤルとわだ」にて第26回定時総会を開催しました。



今年は役員改選年でありましたが、新部会長には丸井理成氏が選任されました。

総会終了後には部会員の懇親会を開催しました。

## 本部・支部だより

### ◆本部

4月12日(金)

事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)

5月8日(水)

監査会 (法人会事務局)

5月16日(木)

決算期別法人説明会・消費税軽減税率制度説明会  
〈対象5～8月決算法人対象〉  
(十和田奥入瀬合同庁舎)

5月17日(金)

決算期別法人説明会・消費税軽減税率制度説明会  
〈対象5～8月決算法人対象〉  
(三沢市総合社会福祉センター)

5月22日(水)

正副会長会議 (富士屋グランドホール)

5月22日(水)

理事会 (富士屋グランドホール)

6月14日(金)

正副会長会議 (サン・ロイヤルとわだ)  
定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)  
臨時理事会 (サン・ロイヤルとわだ)

### ◆十和田支部

5月15日(水) 定時総会 (富士屋グランドホール)

### ◆おいらせ町支部

5月16日(木) 定時総会 (おいらせカワヨグリーンロッジ)

### ◆東北町支部

5月16日(木) 定時総会 (東北町商工会館)

### ◆六ヶ所村支部

5月21日(火) 定時総会 (六ヶ所村商工会館)

### ◆野辺地町支部

5月21日(火) 定時総会 (野辺地町中央公民館)

### ◆十和田湖支部

6月5日(水) 定時総会 (ホテル十和田荘)

### ◆上北町支部

6月5日(水) 定時総会 (さくら温泉)

### ◆横浜町支部

6月6日(木) 定時総会 (トラベルプラザ サン・シャイン)

### ◆六戸町支部

6月6日(木) 定時総会 (有六戸温泉)

### ◆七戸支部

6月7日(金) 定時総会 (有中村旅館)

### ◆三沢支部

6月7日(金) 定時総会 (ホテルグランヒルつたや)

### ◆天間林支部

6月12日(水) 定時総会 (とん喜)

## 青年部会だより

4月9日(火) 正副部会長 (法人会事務局)

4月15日(月) 監査会 (法人会事務局)

4月23日(火) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)

6月5日(水) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

## 女性部会だより

4月4日(木) 税の絵はがき受賞作品展示

～8日(月) (十和田市民交流プラザタワー)

4月16日(火) 監査会 (十和田市民交流プラザタワー)

4月16日(火) マジパン細工教室 (十和田市民交流プラザタワー)

5月10日(金) 正副部会長 (十和田市民交流プラザタワー)

5月10日(金) 役員会 (十和田市民交流プラザタワー)

5月28日(火) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

## 7月スケジュール

29日(月)

税務セミナー「税制改正について」

(富士屋グランドホール)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも**集団取扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、  
「生きるためのがん保険」を  
新しくします。

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」



おすすめポイント

1 通院保障

三大治療<sup>(※1)</sup>のための  
通院や、所定の通院期間中  
(365日以内)の通院を  
**日数無制限**で保障。

2 三大治療・  
先進医療の保障

がんの主な治療法である  
**三大治療**や、健康保険が  
適用されない**先進医療**<sup>(※2)</sup>も  
しっかり保障。

3 生活の質を  
落とさない為のケア

がん治療による**外見の  
変化**<sup>(※3)</sup>や、「がん」の痛みを  
和らげるための**緩和ケア**<sup>(※4)</sup>  
にも備えられます。

(※1)三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を指します。(※2)保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。(※3)外見ケア特約を付加した場合。(※4)緩和療養特約を付加した場合。



「生きる」を創る。

Affac アフラック

〒030-0802 青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビルディング9F  
アフラック生命保険株式会社 青森支社  
TEL 017-777-0963 FAX 017-777-0942  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AFツサ保-2018-5008-1905025 2月1日



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受  
保険  
会社

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度  
全国法人会総連合